

労働基準広報

2016 No.1890

6/1

CONTENTS

特集 平成28年度 労働保険の年度更新手続等について——6 7月11日までに申告・納付の手続を

今年も労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新の時期を迎えた。労働保険については、6月1日（水曜日）から7月11日（月曜日）までの間に、前年度分の確定保険料と当年度分の概算保険料を併せて申告・納付しなければならない。ここでは、今年度における労働保険の年度更新の手続上の留意点について厚生労働省労働基準局労働保険徴収課に解説してもらった。

（厚生労働省労働基準局労働保険徴収課）

●弁護士と元監督官がズバリ解決！ ～労働問題の「今」～ 20

〈第22回〉雇用環境・均等部（室）新設による労働局の個別労働紛争解決制度に及ぼす影響

個別労働紛争解決促進法の3制度と均等法等の調停制度の窓口が一体化

今年4月から都道府県労働局に「雇用環境・均等部（室）」が設置され、これまで担当部署ごとに行っていた個別労働紛争解決や均等法・育介法施行等の取組や対応などを同部（室）が一体的に行うことにより、労働相談対応の一体的実施が期待されている。また、利用者の利便性も増した。

（弁護士・森井利和&特定社会保険労務士・森井博子）

●企業税務講座 36

第66回 行政不服審査法の改正

国税通則法も改正され、 審査請求の手続が変わる

（弁護士・橋森正樹）

●NEWS 1

（厚労省・熊本地震に係る緊急雇用・労働対策）雇調金に特例、労働保険料の納期限等延長／（厚労省・貸切バス業者への集中監督）バス運転者の労働基準法等の違反率84.7%／（厚労省・介護従事者の給与等調査）処遇改善図る施設の介護職員の給与約1万3000円増／（若者雇用促進法の認定企業公表）若者の採用・育成に積極的な優良企業に24社／ほか

●労務資料／平成27年 能力開発基本調査結果③ 44

キャリア形成支援で 専門家の対応は1割

～事業所調査～

（厚生労働省調べ）

●連載 労働スクランブル⑤⑥（労働評論家・飯田康夫）— 42 ●わたしの監督雑感 京都・園部労働基準監督署長 田中淳史 — 54 ●編集室 — 56

労務相談室

回答者

育介法〔父親である社員から育児休業の申出〕2回に分けて取得可能か — 48 特定社労士・飯野正明
賃金関係〔定額残業制で月の途中で退職する者〕定額分は全額支給か — 50 弁護士・山口毅
労働基準法〔残業時間分翌日の労働時間短縮する制度〕割増分払えばよいか — 52 弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内